



始良中央地区

第25号

平成17年8月

合併協議会だより

編集
 始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
 TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
 ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
 メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)



新市のまちづくり支援制度について検討している「コミュニティ検討委員会」の様です。
 写真右上は、あいさつを行う「松枝コミュニティ検討委員会委員長」です。

第三十七回協議会内容

始良中央地区合併協議会の第三十七回協議会が七月二十一日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では、諸般の報告のほか、「霧島市市章検討小委員会」の協議経過及び結果についての報告や、合併までに調整するとされていた事務事業等の取扱いにかかわる具体的調整内容の報告が八件ありました。

また、霧島市消防局の組織(案)、新市(霧島市)職員採用試験案内及び各市町の閉市町式の日程等についての説明もありました。

【報告事項】

- 報告第二十二号 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について
- 報告第三十号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 報告第三十一号 保健衛生事業の取扱いについて
- 報告第三十二号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 報告第三十三号 高齢者福祉事業の取扱いについて
- 報告第三十四号 児童福祉事業(児童福祉)の取扱いについて
- 報告第三十五号 児童福祉事業(保育所)の取扱いについて
- 報告第三十六号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて
- 報告第三十七号 其他事業(選挙管理委員会関係事務(開票区))の取扱いについて

第三十七回協議会

【報告事項】

報告第二十二号 二 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市の市章募集の集計結果、市章検討アドバイザーによる一次選考及び市章検討小委員会による二次選考の結果について次のとおり報告がありました。

市章募集集計結果

年齢	件数
19歳以下	1,197
20～29歳	238
30～39歳	218
40～49歳	345
50～59歳	343
60～69歳	301
70歳以上	131
不明	150

応募件数

応募総数	2,923
有効件数	2,073
無効件数	850

地区別応募件数

始良中央地区	1,824
国分市	1,137
溝辺町	50
横川町	30
牧園町	55
霧島町	115
隼人町	353
福山町	84
鹿児島県内 (始良中央地区除く)	403
他都道府県 計	696
北海道・東北	67
関東	215
北信越	26
東海	80
近畿	156
中・四国	40
九州 (鹿児島県除く)	112
合計	2,923

市章検討アドバイザーによる一次選考結果

六月二十八日に国分シビックセンター多目的ホールにおいて、三名のアドバイザーによる応募作品の一次選考が行われ、有効件数二〇七三点の中から、市章候補四十九点に絞り込まれました。

市章検討小委員会による二次選考結果

七月八日に第二回検討小委員会を開催し、一次選考で絞り込まれた四九点の中から、さらに十六点に絞り込まれたことの報告がありました。

今後、更に協議をおこない、小委員会として三次選考で五点まで絞り込むことの報告がありました。

報告第三十号 国民健康保険事業の取扱いについて

協定項目(21)で合併までに調整するとしていた国民健康保険事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【人間ドック等事業内容の統一】

一 平成十七年度は、各市町の事業内容と助成額とする。

二 平成十八年度からは、事業内容を統一する。一般コースと女性コースに分け、一般コース二万五千円、女性コース二万七千円を助成する。

三 助成は、指定医療機関(厚生連病院、霧島市立医師会医療センター(仮称))で受診したものを助成する。

報告第三十一号 保健衛生事業の取扱いについて

協定項目(25)で合併までに調整するとしていた保健衛生事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【乳幼児医療費助成事業】

一 一歳未満児の医療費は国分市・隼人町の例により平成十七年十一月診療分より全額助成する。ただし、平成十七年十月診療分以前の助成については、合併前の市町の助成基準に従い助成する。

二 支払の回数は月二回(一～十五日までの申請分と十六日～月末までの申請分で支給日を分ける)とする。

【結核予防事業】

一 結核定期健康診断について

結核予防法により、対象者は六十五歳以上とする。現行どおり巡回検診を実施する。平成十七年十一月七日から肺がん検診を合わせて実施(無料)し、実施の時期や場所については総合支所ごとに設定する。

二 BCG接種について

結核予防法により対象者は六ヶ月未満の乳児とする。始良郡医師会と協議し、平成十七年十一月七日から個別接種へ移行する。

【予防接種事業】

一 乳幼児の予防接種は始良郡医師会と協議し、平成十七年十一月七日から個別接種へ移行する。なおポリオは現行のまま集団接種とする。

二 接種期間については、医療機関と協議し、通年又は期間限定とする。

学校の予防接種については平成十七年度は現行のとおりとし、個別接種の方向で始良郡医師会と協議・調整する。

【集団歯科健診】

一 二歳児歯科健診を現行のとおり実施する。健診受診場所は原則居住している総合支所とするが、他の総合支所でも受診可能とする。

二 二歳児歯科健診の対象年齢は二

歳二丁三ヶ月を基本とする。検診内容については問診票、保健指導などを統一する。

【その他検診・各種がん検診・肝炎ウイルス検診】

- 一 平成十七年度は現行のとおり実施する。
- 二 平成十八年度から霧島市総合健診（三十・四十・五十・六十・七十歳）を実施し、基本健康診査・肝炎ウイルス検診・胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診・前立腺がん検診・歯周病検診を同時に無料で実施する。

- 三 五年毎におこなう健診対象者調査をもとに登録制を取り入れる。（調査は平成十八年度に一回目を実施）
- 四 健診検診の形態は別表1のとおりとする。

- 五 健診検診の個人負担金は別表2のとおりとする。

【基本健康診査（セット健診を含む）】

- 一 平成十七年度は現行のとおり実施する。
- 二 平成十八年度から霧島市総合健診（三十・四十・五十・六十・七十歳）を実施し、基本健康診査、肝炎ウイルス検診・胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診・前立腺がん検

診・歯周病検診を同時に無料で実施する。

- 三 七十一歳以上の基本健康診査は、始良郡医師会と協議調整し、平成十八年度から医療機関委託個別方式とする。

- 四 五年毎におこなう健診対象者調査をもとに登録制を取り入れる。（調査は平成十八年度に一回目を実施）

- 五 健診検診の形態は別表1のとおりとする。

- 六 健診検診の個人負担金は別表2のとおりとする。

報告第三十二号 障害者福祉事業の取扱いについて

協定項目25 11で合併までに調整するとしていた障害者福祉事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【重度心身障害者医療費助成事業】

- 一 重度心身障害者医療費請求に伴う医療機関証明書の手数料助成は一件五十円を上限とする。
- 二 実施時期は、平成十七年十一月七日からとする。

【特別障害者手当等、各種障害者手当】

- 一 単独福祉手当は一万円とする。基準日を十月一日とし、平成十七年

度は国分市のみが該当となる。

- 二 特別障害者手当等受給者については、単独福祉手当を支給しない。
- 三 実施時期は、平成十八年度からとする。

【障害者共同作業所】

- 一 各作業所への単独補助は現行のとおりとする。ただし、溝辺町あいこ園については、平成十九年度を目的地に小規模通所授産施設運営費補助事業へ移行する。

【民生児童委員協議会に関すること】

- 一 新たな組織の名称は霧島市民生委員児童委員協議会連合会とする。
- 二 現在の任期平成十九年十一月三十日（まで）は現行組織、現行補助金のとおりとする。

【法外援護災害救助事業】

- 一 制度は国分市・隼人町の例により別表3のとおり調整した。

報告第三十三号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協定項目25 12で合併までに調整するとしていた高齢者福祉事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【温泉保養券・鍼灸アンマ施術料助成】

- 一 対象者は、新市に居住する満七十歳以上の者及び身障・療育・精神手帳保持者（ただし、月の途中から七十歳以上に達したときは、誕生日の属する月からとする）
- 二 助成額（枚数等）は、はり・きゅう施術料は、一年に十二枚（一枚五百円）とし、温泉保養券も一年に十二枚（一枚五百円）とする。
- 三 申請方法は、はりきゅう等施術料受診券及び温泉保養券交付申請書での申請を受け、券の発行を行う。
- 四 交付の時期は、特に定めなし。
- 五 サービス開始時期は平成十八年四月一日とする。

【金婚式に関すること】

- 一 金婚式は、霧島市社会福祉協議会で実施する。
- 二 実施場所は、中心地で一回開催。
- 三 補助単価は一組九千円程度を見込む。
- 四 ひとり金婚式については行わない。
- 五 実施時期は平成十八年度より行う。

【長寿者褒章（敬老金）】

- 一 支給年齢については、節目支給等とする。満八十歳、満八十八歳、満九十五歳及び満百歳以上の者に支給する。
- 二 支給額については次のとおりとする。

- 満八十歳の者 六千円
- 満八十八歳の者 一万円
- 満九十五歳の者 三万円
- 満百歳以上の者 十万円

【寝具等洗濯乾燥消毒サービス】

- 一 目的
在宅ねたきり高齢者等が使用する日常的に欠かせない寝具を洗濯、乾燥又は消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

二 対象者

対象者は次のとおりとする。

- (1) 寝具の衛生管理が困難な概ね六十五歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している概ね六十五歳以上の高齢者
- (3) 重度の身体障害のために臥床している身体障害者(児)とする
- 三 ケア会議の充実及び決定
洗濯サービス利用の要否については、必要に応じ申請者のほか対象者及び対象者世帯の状況を調査するとともに、公平な判定のためにケア会議を開催し総合的に勘案して決定するものとする。
- 四 委託単価・利用者負担金
委託単価は県の参考単価以内とし、利用者負担金は一割とする。

サービス内容	参考単価	利用者負担
乾燥消毒	2,200円	220円
乾燥消毒 + 汚れ落とし	4,200円	420円
寝具水洗い	10,000円	1,000円

五 委託先

社会福祉協議会を委託先とする。

六 実施時期

サービスの開始時期は合併時とする。

【介護予防教室 転倒骨折予防教室】

- 一 事業目的
高齢者ができるだけ要介護状態にならないで、健康でいきいきとした生活を送ることができるように介護予防教室(転倒骨折予防教室)を開催する。
- 二 対象者
自立、要支援の者
- 三 委託先
社会福祉法人等社会福祉協議会を含むに委託する。

四 サービス開始時期は合併時とする。

【生活支援型ホームヘルプサービス 業】

- 一 対象者は、六十五歳以上の高齢者で、ケア会議で必要と判断されたものとする。
- 二 委託単価を七百二十円とする。利用料八十円は、委託先で徴収する。
- 三 利用回数が県の要綱等で定められていないためケア会議の中で検討。基本的には月(四回)、食の自立支援事業との関係とし、他の福祉サービスと総合的に調整する。
- 四 社会福祉協議会等を委託先とする。

五

サービス開始時期は合併時とする。

【食の自立支援事業 老人給食】

- 一 在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスその他「食」に関わるサービスを、「食」自立の観点から組み合わせ提供するとともに、安否の確認を行うことにより、在宅福祉の増進を図ることを目的とする。
- 二 概ね六十五歳以上の一人暮らしの世帯及びこれに準ずる世帯。障害者(身障・知的・精神)のみの世帯又はこれに準ずる世帯。
精神障害者と知的障害者は補

助要件の中に入っていないが、市単独事業で配食することとする。

- 三 申込先は、本庁及び各総合支所。
- 四 利用に際しての手続きは、申請実態調査 協議(ケア会議) 決定(福祉事務所)の順に行う。
- 五 委託単価は、五百三十円。利用料三百円は、委託先が徴収する。(徴収方法 □座振込み、□座引き落とし)
- 六 委託先は、当面の間、社会福祉協議会とする。
- 七 サービス開始時期は平成十八年四月一日とする。

現在の状況

	現在の委託先	年間配食数	必要経費
国分市	社会福祉協議会	111,820食	59,265千円
溝辺町	社会福祉協議会	10,930食	5,794千円
横川町	社会福祉協議会	29,850食	15,821千円
牧園町	社会福祉協議会	34,790食	18,439千円
霧島町	社会福祉協議会	19,660食	10,420千円
隼人町	社会福祉協議会	137,300食	72,769千円
福山町	社会福祉協議会	55,140食	29,225千円
計		399,490食	211,733千円

【生きがい対応型デイサービス事業】

- 一 事業内容については、現在までの概要に準じた実施方法で行なう。
- 二 利用料は、三百円/回とし、委託先が徴収する。食事代は実費負担。
- 三 委託単価は、二千二百円/人とする。
- 四 利用回数は、週一回を原則とし、ケースに応じて増やすことができることとする。
- 五 委託先については、現在の委託先を継続する。
- 六 申請手続きは本庁及び各総合支所。
- 七 サービス開始時期は合併時とする。

【生活管理指導型ショートステイ事業】

- 一 利用者の意向を踏まえ実施可能な施設と委託する。
- 二 委託料は三千四百二十九円とする。県の要綱に準じた額三千八百十円/日から委託料の一割三百八十一円を控除した額。
- 三 利用料は各市町ほとんど同額であり、県の要綱に準じ、委託料の一割とする。(利用料三百八十一円は、委託先の徴収とする。)
- 四 サービス開始時期は合併時とする。

【家族介護教室】

十五年度は国分市のみが実施した

が十六年度に事業実施の実績が無く十七年度の予算計上も無かった。実施要望があったとき内容を検討する。

【家族介護者交流事業】

- 一 目的
在宅で高齢者を介護している家族が、介護者相互の交流会に参加するなどして、介護から一時的に解放され、心身をリフレッシュすることにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。
- 二 利用対象者
在宅で高齢者を現に介護している家族とする。
- 三 決定
介護者の心身のリフレッシュを図るために、実態をよく把握し、ケア会議等で決定する。
- 四 委託先
社会福祉法人等社会福祉協議会も含む)を委託先とするが、他の機関での実施も可能とする。
- 五 実施回数については一回/年/人とする。
- 六 サービス開始時期は合併時とする。

【緊急通報体制等整備事業】

- 一 おおむね六十五歳以上の独居老人及び障害者(身障・知的・精神)

通報先は三箇所まで登録が可能であるが、通報先の同意が必要である。

- 二 NTTが実施している緊急通報装置レンタル事業を活用する。取付料金のみ市が負担する。

緊急通報装置 百八十円/月
ワイヤレスリモートスイッチ 二百円/月

ワイヤレスリモートスイッチはオプション扱い

- 三 申請書、通報先の同意印、民生委員による証明印を含む)の提出後、利用者に決定通知を出し、NTTに申請書をFAXする。工事段取り、その後のアフターケアに関しては、利用者との間で解決を図る。
- 四 取付料金(四千七百二十五円)は全額、市が負担し、利用者負担はなし。ただし、月々の基本料金及び通話料金、撤去料金(二千元)は利用者負担とする。
- 五 サービス開始時期は合併時とする。

【福祉手当】

- 一 給付額については、三千円/月とする。ただし、六ヶ月以上の在宅介護をした者に限る。
- 二 サービス開始時期は合併時とする。

る。

国分市の要綱に準じて調整支給対象者)。支給開始は申請のあった月からとする。手当は毎年度、四月から九月を上期、十月から三月を下期として、それぞれ九月と三月にまとめて支給する。

報告第三十四号 児童福祉事業(児童福祉)の取扱いについて

協定項目 25 13 (で合併までに調整するとしていた児童福祉事業(児童福祉)については、次のとおり報告がこなわれました。

【母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業の補助金等】

- 一 母子寡婦福祉協議会の補助金については、次表のとおり補助基準を設け補助する。

母子寡婦福祉協議会補助金

補助対象経費	会議費、報酬、役員手当、旅費、日当、消耗品費、通信費、負担金、活動費、研修費
補助基準額	上記対象経費から会費、社会福祉協議会補助金、繰入金、繰越金を控除した額とする。

【ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限以上の世帯】

- 一 現行溝辺町のとおり、所得制限以上の世帯も給付対象とする。
- 二 実施時期は、合併時とする。

【児童養育手当等助成事業】

- 一 出生祝金は、第三子以降出生子につき十万円支給する。
- 二 支給の開始時期は、平成十七年十一月七日とする。
- 三 父子手当、児童福祉手当については、平成十七年度中、現行のとおりとする。ただし、父子手当、児童福祉手当共に制度そのものが古く、児童手当等の制度が整備・充実されてきた経緯などを踏まえ総合的に判断して、平成十八年四月より廃止する。

【家庭児童相談室設置事業】

- 一 相談員は本庁に配置する。
- 二 各総合支所の相談事業については、相談員が向き実施する。
- 三 事業実施に伴い人員の配置増が必要となる。

報告第三十五号 児童福祉事業【保育所の取扱いについて】

協定項目 25 13 (で合併までに調整する)としていた児童福祉事業【保育所】について、次のとおり報告がおこ

なわれました。

【公立保育所運営事業】

- 一 通常保育の開所及び閉所時間は、新市において職員の勤務時間と統一する。

【保育料の減免制度】

- 一 保育料については、平成十七年度、平成十八年度は現行のとおりとする。平成十九年度に統一する。
- 二 減免制度については、現行国分市の減免基準(別表4)のとおりとする。
- 三 実施時期は、合併時とする。

【特別保育事業 延長保育促進事業】

- 一 公立保育所での利用料は、一人一日百円とする。ただし、生活保護世帯は無料とする。月の限度額については、非課税世帯の場合四百円、課税世帯の場合二千五百円とする。

【特別保育事業 一時保育促進事業】

- 一 公立保育所での利用料は、一人一日千二百円、半日六百円とする。給食代は一日二百円、おやつ代は一回百円とする。おやつについては、三歳以上児は午後一回、三才未満児は午前、午後一回おやつとする。

報告第三十六号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて

協定項目 25 24 (で合併までに調整する)としていた社会福祉協議会関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【社会福祉大会の開催内容、運営方法等】

- 一 社会福祉協議会主催とし、新市で一回の開催とする。経費の1/2以内の補助金を支出する。

【総合福祉センター運営事業運営委託料等】

総合福祉センター管理委託事業では平成十七年四月一日の人員配置を超えない範囲で、職員一名以内嘱託二名以内を雇用することとして、委託料に算入する。また施設設備の維持管理等に要する物件費は別途その所要額を算定し、委託料に算入する。なお、人件費は霧島市社会福祉協議会の給与等の基準によるものとする。新しい基準は平成十八年四月一日から適用する。

【福祉活動専門員設置事業の補助金】

社会福祉協議会運営補助金として統合する。

【温泉センター管理運営事業の運営方法等】

霧島市社会福祉協議会へ委託することとし、総合福祉センター管理委託事業と同様とする。なお、霧島町の温泉センターの管理委託については現行のとおりとする。

【社会福祉協議会運営補助の補助金、運営方法等】

社会福祉協議会運営補助金で事務局長(支所長)、福祉活動専門員、事務局員一名の人件費を補助するものとする。

事務局長(支所長)については国分市、横川町の例にならない退職再雇用者を原則とし、一人年額三百万円を補助上限額とする。

専門員については、兼務の場合は事務局長分三百万円を引いた額の平均、一人年額四百八十万円を補助上限額とする。

事務職員については、一人年額三百万円を補助上限額とする。

なお、事務局長(支所長)が専門員を兼ねる場合は、限度額を合算して算出できるものとする。新しい補助基準は平成十八年四月一日から適用する。

報告第三十七号 その他事業【選挙管理委員会関係事務(開票区)】の取扱いについて

協定項目 25 27 (で合併までに調整する)としていたその他事業【選挙

管理委員会関係事務(開票区)について、次のとおり報告がおこなわれました。

【開票区】

- 一 合併後最初の市議会議員・市長選挙は、同日に行なう予定である。最初の市議会議員選挙については、協定項目入議会議員選挙の定数及び任期で選挙区を設けることが決定しているため、公職選挙法第十五条第六項の規定に基づき条例により選挙区を設置し、各総合支所の区域で投・開票を行う。また、最初の市長選挙についても公職選挙法第一八条第二項の規定に基づき、県選挙管理委員会と協議をし、各総合支所の区域で開票区を設置する。以後の選挙については、公職選挙法第一八条第一項の規定に基づき実施する。
- 二 開票事務体制について、最初の市議会議員・市長選挙については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。以後の選挙については、各総合支所の職員数等を考慮し調整を行う。
- 三 開票開始時刻について、最初の市議会議員・市長選挙については、投票終了時刻が午後七時となることから、各開票区開始時刻を午後八時二十分とする。以後の選挙の開票開始時刻については、各選挙の投票終了時刻を勘案し調整を行う。

別表1 霧島市健診(検診)体系 (案)

総合健診	健診内容	基本健診 肝炎ウイルス検診 胃がん検診 大腸がん検診 腹部超音波検診 前立腺がん検診(50歳・60歳・70歳男性のみ) 歯周病検診
	対象者	30歳 40歳 50歳 60歳 70歳の男女を対象に無料で実施
	受診見込者数	2,139人

総合健診以外の健診(検診)

基本健康診査 (総合健診でも実施)	健診内容	身長体重測定 検尿 血圧 心電図 眼底(医師の指示) 診察 血液検査(GOT GPT -GTP コレステロール 中性脂肪 HDLコレステロール クレアチニン 空腹時血糖 グリコヘモグロビンA1C) 肝炎ウイルス検診(B型 C型) 希望者には前立腺がん検診も実施	
	対象者	40歳以上の男女(総合健診では30歳も実施) ただし71歳以上は医療機関にて個別で実施する。	
	受診見込者数	9,413人	
セットで実施	胃がん検診 (総合健診でも実施)	健診内容	胃透視
		対象者	40歳以上男女(総合健診では30歳も実施)
		受診見込者数	6,452人
	腹部超音波検診 (総合健診でも実施)	健診内容	腹部超音波検査
		対象者	40歳以上男女(総合健診では30歳も実施)
		受診見込者数	5,212人
大腸がん検診 (総合健診でも実施)	健診内容	便潜血反応検査	
	対象者	40歳以上男女(総合健診では30歳も実施)	
	受診見込者数	6,512人	
セットで実施	子宮がん検診	健診内容	子宮頸部細胞診
		対象者	20歳以上の女性
		受診見込者数	4,064人
	乳がん検診	健診内容	視触診+マンモグラフィ(40歳代 2方向, 50歳以上 1方向撮影)
		対象者	40歳以上の女性
		受診見込者数	3,727人
骨粗しょう症検診	健診内容	骨密度検査	
	対象者	40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 65歳 70歳の女性	
	受診見込者数	1,483人	
40歳~65歳未満	肺がん検診単独	健診内容	間接撮影・喀痰細胞診
対象者		40歳~65歳未満	
受診見込者数		4,920人	
65歳以上	肺がん検診+結核検診	健診内容	間接撮影・喀痰細胞診
対象者		65歳以上	
受診見込者数		11,338人	

別表2 平成17年度各市町自己負担金及び平成18年度霧島市自己負担金

霧島市総合健診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)について

霧島市内に住所を有する30歳・40歳・50歳・60歳・70歳を対象とし実施する。

健診内容は 基本健診 胃がん検診 大腸がん検診 腹部超音波検診 肝炎ウイルス検診 前立腺がん検診 歯周病検診とする。

健診自己負担金は無料とする。ただし 総合健診実施日以外に受診した場合は年齢に応じた自己負担となる。

健診の自己負担金 (単位:円)

基本健診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～69歳	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	40～69歳	1,300
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により	0	0	0	申請により	0	生活保護世帯	申請により
非課税世帯	0	無料	0	0	0	無料	0	非課税世帯	無料

肝炎ウイルス検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40・45・50・55・60・65歳	700	700	0	800	0	700	0	40・45・50・55・60・65歳	700
70歳以上	0	0	800	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により	800	0	0	申請により	0	生活保護世帯	申請により
非課税世帯	0	無料	800	800	0	無料	0	非課税世帯	無料
要指導者検診	集団 700	委託 1,700	集団 800	集団 800	集団 0	委託 1,700	集団 0	要指導者検診	委託 1,700

国の徴収基準 700円となっている(補助事業)

胃がん検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～69歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	40～69歳	1,000
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により	0	0	0	申請により	0	生活保護世帯	申請により
非課税世帯	0	無料	1,000	1,000	0	無料	1,000	非課税世帯	無料

腹部超音波検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～69歳	60歳のみ 実施で無料	1,500	2,000	2,000	実費(3,350)	0	1,000	実費(3,350)	
70歳以上		0	2,000	2,000		0	1,000		
生活保護世帯		申請により	2,000	2,000		0	0		
非課税世帯		無料	2,000	2,000		0	1,000		

大腸がん検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～69歳	600	500	600	600	600	600	600	40～69歳	600
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により	0	0	0	申請により	0	生活保護世帯	申請により
非課税世帯	0	無料	600	600	0	無料	600	非課税世帯	無料

子宮がん検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
20～69歳	700	700	700	700	700	700	700	20～69歳	700
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	70歳以上	0
生活保護世帯	0	申請により	0	0	0	申請により	0	生活保護世帯	申請により
非課税世帯	0	無料	700	700	0	無料	700	非課税世帯	無料

乳がん検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～49歳	400	/	400	/	400	400	300	400	300
50～69歳									
70歳以上									
生活保護世帯									
非課税世帯									
マンモグラフィ	実費(3,150)	40～69歳と非課税世帯は2,400	実費(3,150)	実費(3,150)	1,000				

乳がん検診	実施形態: 視触診+マンモグラフィ 40歳代は2方向撮影 50歳以上は1方向撮影							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～49歳	/	2,000	/	3,550	/	/	/	2,000	2,000
50～69歳									
70歳以上									
生活保護世帯									
非課税世帯									
マンモグラフィ	申請により	無料	3,150	3,150	3,150	0	3,150	申請により	
マンモグラフィ	申請により	無料	3,150	3,150	3,150	0	3,150	申請により	

平成17年度から40歳代は2方向撮影となり料金が増加される。
平成17年度から「視触診のみ」及び「超音波併用」は 廃止となった。

骨粗しょう症検診(女性)	各市町の現況(H17)							調整結果					
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)					
40～69歳	実費 (県総 800)	800 (ただし40・45・50・55・60・65歳の女性は400円)	実費 (厚生連 1,500)	実費 (厚生連 1,500)	実費 (厚生連 1,500)	実費 (厚生連 1,500)	600	実費 超音波法 800円 (ただし、国の補助事業のため40・45・50・55・60・65・70歳の節目受診者は300円)	600				
70歳以上		0								0	0	0	0
生活保護世帯		申請により								0	0	0	0
非課税世帯	無料	0	0	0	0	0	0	0					

肺がん検診	各市町の現況(H17)							調整結果	
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)	
40～69歳	合併後 (12月に実施)	レントゲン 200 喀痰 500	レントゲン 300 喀痰 500	0	レントゲン 300 喀痰 700	レントゲン 0 喀痰 800	レントゲン 0 喀痰 500	40～64歳	レントゲン 300 喀痰 500
70歳以上		0	0	0	0	0	0	65歳以上	結核検診・肺がん検診で実施 無料
生活保護世帯		申請により	0	0	0	0	0	生活保護世帯	申請により
非課税世帯		無料	レントゲン 300 喀痰 500	0	0	0	0	非課税世帯	無料

前立腺がん検診(男性)	各市町の現況(H17)							調整結果					
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	霧島市(H18)					
40～69歳	実費(1,490)	1,000	実費(1,490)	実費(1,490)	実費(1,490)	実費(1,490)	500	実費(1,490)	500				
70歳以上		0								0	0	0	0
生活保護世帯		申請により								0	0	0	0
非課税世帯		無料								0	0	0	0

別表3 霧島市法外援護災害救助条例(案)

平成17年11月7日

条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、非常災害に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び霧島市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年霧島市条例第 号)の適用を受けない場合において、必要な法外援護を行うことを目的とする。

(救助費)

第2条 市長は、市内に住居を有する市民が、火災その他の天災地変等により、人命及び住家に損害を受けたときは、次に掲げる救助費を支給する。ただし、損害を受けた住家が貸借関係にある場合の救助費は、それぞれ、その2分の1の額とする。

(1) 死亡者のあった場合 1人につき100,000円

(2) 住家が全焼、全壊等の場合 1世帯につき50,000円

(3) 罹災による著しき負傷者1人につき30,000円又は住家の半焼半壊の場合、1世帯につき30,000円

(4) 住家の一部類焼の場合 1世帯につき10,000円

2 前項各号の金額は、火災の状況又は予算等の関係で減額することができる。ただし、火災の場合その原因が故意又は重大な過失の場合は支給しない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分市法外援護災害救助条例(昭和31年国分市条例第30号)準人町法外援護災害救助条例(昭和44年準人町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表4 保育料減免の基準

児童福祉法に基づく負担金徴収規則第5条に基づき、減免基準等については、以下のとおりとする。

理 由	状 態	減免額	減免期間	
家屋災害 (地震、火災などの災害により)	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	1割免除	3ヶ月間	
	住居が半壊又は半焼した場合 1	半額免除	6ヶ月間	1、2 6ヶ月経過後、復旧のめどがついていない場合は、本人の申請により再延長できる。(最大延長6ヶ月)
	住居が全壊又は全焼した場合 2	全額免除	6ヶ月間	
農業災害による収入減 (台風、大雨などの災害により)	専業農家で災害による被害により収入が、例年の収入の半分以下になると見込まれる場合	全額免除	申請の月からその年の年度末まで	
本人又は納入義務者が継続した1ヶ月以上の病気及び負傷のとき 病気及び負傷とは、通常は、入院をいう。 (自宅療養で労働できない場合も含む)		全額免除	発病して1ヶ月経過した日の属する月から、治癒した日の属する月まで	
本人又は納入義務者が死亡したとき	本人が死亡した場合	全額免除	死亡したその月	
	納入義務者が死亡した場合	全額免除	死亡した月からその年度末まで	

～ 児童福祉法に基づく負担金徴収規則第5条抜粋 ～

(負担金の減免)

第5条 福祉事務所長は、本人又は納入義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害を受け、又は継続した1箇月以上の病気及び負傷のとき。

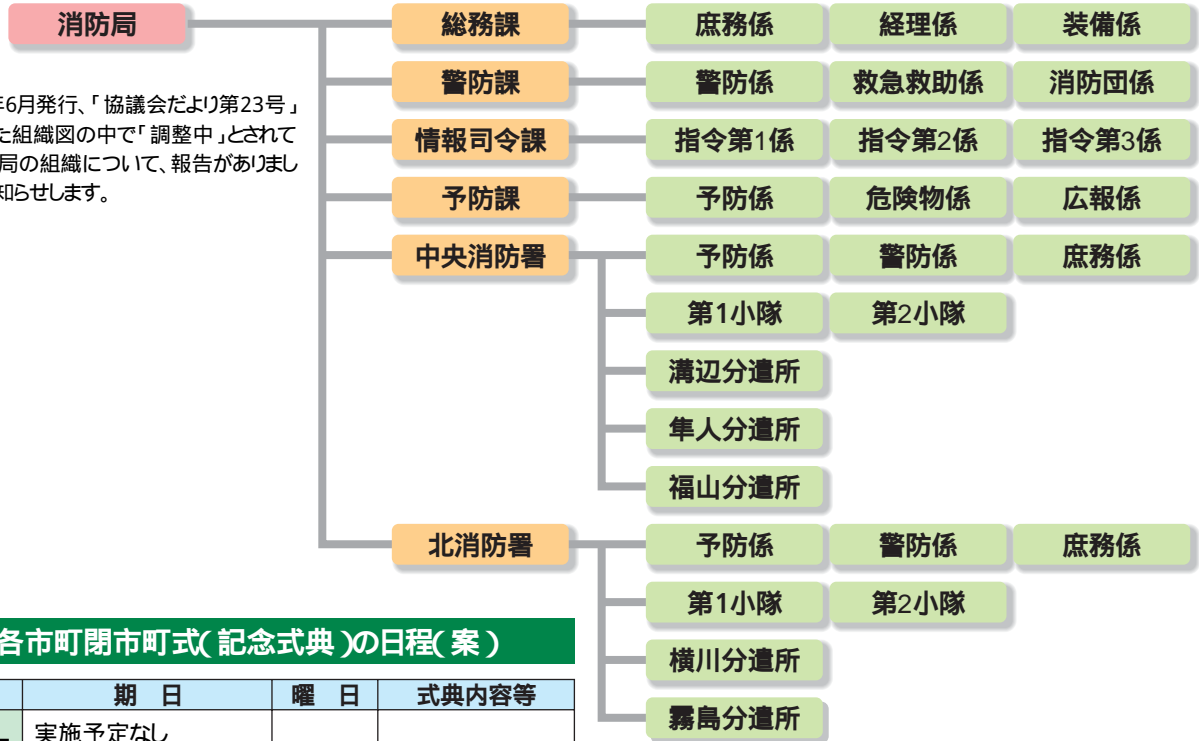
(2) 死亡したとき。

(3) その他福祉事務所長が特別の事情があると認めたとき。

霧島市消防局組織図(案)

組織図(案)は、条例、規則等が整理されるまで、修正・変更される場合があります。

平成17年6月発行、「協議会だより第23号」で掲載した組織図の中で「調整中」とされていた消防局の組織について、報告がありましたのでお知らせします。



各市町閉市町式(記念式典)の日程(案)

	期 日	曜 日	式典内容等
国分市	実施予定なし 閉庁式を拡充する予定		
溝辺町	10月 16日	日曜日	ビデオ放映 作文発表 郷土芸能 等
横川町	10月 2日	日曜日	ビデオ放映 作文発表 等
牧園町	8月 21日	日曜日	町制65周年記念 と同時開催 講演会 等
霧島町	9月 25日	日曜日	表彰 作文・絵画発表 ビデオ放映 等
隼人町	10月 29日	土曜日	表彰 ビデオ放映 講演会 等
福山町	10月 1日	土曜日	表彰 作文発表 記念碑建立 等

具体的な式典内容は、各市町の判断により異なります。

各市町閉庁(舎)式の日程(案)

1市6町で実施

11月4日(金) 各市町の勤務時間終了後
式典内容(案)

- 1 開 式
 - 2 市町長あいさつ
 - 3 議会議長あいさつ
 - 4 花束贈呈
 - 5 市町旗降納
 - 6 閉 式
- (その他、関係者のあいさつ等)

具体的な式典内容は、各市町の判断により異なります。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間:午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第40回協議会 9/21(水) 予定

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940